

橋本市商業協同組合が発行する橋本市共通商品券

払い戻し実施のお知らせ

このたび、「橋本市共通商品券」は令和4年3月31日をもって、店頭でのご利用を終了させていただきました。

«未使用商品券の取扱いについて»

上記ご利用終了日経過後の「橋本市共通商品券」について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、橋本市商業協同組合は払い戻し手続きを行いますので、未使用的当該商品券をお持ちのお客様は期間内にお申し出頂きますようお願いいたします。

払戻期間	令和4年4月1日（金）～令和4年6月30日（木） 午前10時～午後3時（土曜・日曜・祝日を除く） 払戻し期間にお手続きされない場合は、当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。
申し出及び払戻し方法	商品券をご持参の上、所定用紙（裏面が使えます）に必要事項をご記入ください。 後日ご指定の口座へ振込いたします。
提出先	橋本市商業協同組合

対象となる
商品券



※なお、偽造されたもの、破損により商品券番号の照会ができないもの、3分の1が滅失しているものは、払戻しが出来ませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】橋本市商業協同組合 〒648-0073 和歌山県橋本市市脇1丁目3番18号
橋本商工会館4階

T E L . 0736-32-0004

<https://www.hashimoto-cci.or.jp/archives/achv>



橋本市商業協同組合 橋本市共通商品券 払戻し申出書

令和4年 月 日

住 所		〒 一	
お名前		電話番号	
振込先	金融機関名	支店名	
	口座種別 (いずれかに○)	1. 普通 2. 当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		
500円券	枚	円	

【注意事項】

- 払戻受付期間終了後(令和4年7月1日以降)は、払戻いたしかねます。
- 以下の商品券は、払戻しきできません。
 - ① 使用済みの商品券
 - ② 偽造又は変造されている商品券
 - ③ 破損により商品券番号の照会が出来ない商品券
 - ④ 3分の1が滅失している商品券
- 記載に不備もしくは券の間違い、記載料金と券の相違等の場合はご返送いたします。
- 本手続きにより得た個人情報は、本目的以外には使用いたしません。